

# ひと・かがやき・みよし指針

三次市人権教育・啓発指針

～一人ひとりが かがやき 共に生きる ひとづくり・まちづくり～

平成 16 年 7 月

三 次 市

# 目 次

1	人権尊重の理念	1
2	指針の基本的考え方	
(1)	指針策定の趣旨	1
(2)	指針の目標	1
(3)	指針の基本理念	1
(4)	推進のあり方	2
3	人権教育・啓発の推進	
(1)	人権課題に対応した取り組み	2
ア	女性	2
イ	子ども	3
ウ	高齢者	3
エ	障害者	3
オ	同和問題	3
カ	外国人	3
キ	その他	4
(2)	多様な機会を通じた取り組み	4
ア	学校等	4
イ	地域	4
ウ	家庭	5
エ	職域	5
4	人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する研修等	5
5	指針の推進	
(1)	推進プランの策定	5
(2)	推進体制	5
(3)	相談機関相互の連携強化	6

三次市人権教育・啓発指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）第 5 条の規定に基づき、国・県との連携を図りながら、本市の実情を踏まえた人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

国においては、平成 12 年に、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、平成 14 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、さらに、県は平成 14 年に「広島県人権教育・啓発指針」を策定している。

本市においては、すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな地域社会の実現に向けて、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

## 1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在として生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人々の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし、他人を大切にしていって共に生きていくということである。

## 2 指針の基本的考え方

### (1) 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものである。

### (2) 指針の目標

本指針は、市民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に生きるひとづくり・まちづくりを目標とする。

### (3) 指針の基本理念

市民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に生きるひとづくり・まちづくりを目指し、それを次代へ継承するために行う人権教育・啓発の果たす役割は極めて重要である。

市民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が自然に態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが重要である。

そのためには、人権尊重の理念に関して家庭や学校、地域、職場などあらゆる場において、創意工夫しながら地道に粘り強く人権教育・啓発を進めていく必要がある。

#### (4) 推進のあり方

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

また、指針の推進に当たっては、国・県との連携を図りながら、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、必要な施策を展開するものとする。

### 3 人権教育・啓発の推進

#### (1) 人権課題に対応した取り組み

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深める事を目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」をいうと定義している。

人権尊重の理念に関する理解を深めるには、法の下での平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的問題としてとらえ、個別の課題に積極的に取り組んで解決していこうとする視点との両面からのアプローチが大切である。その意味で「人権教育のための国連10年」に関し国が示した国内行動計画においても、重要な課題とされている女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、その他の各人権課題について、これまで進めてきた取り組みや今後の方針等を踏まえつつ、次のように人権教育・啓発を推進する。

#### ア 女性

現在、法律の整備等により、女性を取り巻く環境の整備が進んできている。しかし、現実には職場、地域又は家庭における様々な面で男女共同参画が立ち遅れている状況にある。

このため、これらの問題の解決を図り、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し得る「男女共同参画社会」の実現を目指し、施策を推進する。

#### イ 子ども

近年、少子化や核家族化、地域での連帯意識の希薄化などにより、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化は著しいものがあり、子どもの人権をめぐる問題が深刻化している。

このため、子どもや家庭に関する相談や青少年の健全育成に向けた施策を家庭、学校、地域、関係団体等との連携により積極的に展開する。

#### ウ 高齢者

わが国では、21世紀半ばには3人に1人が65歳以上という超高齢社会が到来する。本市においても、高齢化率が30%に近づいており、年々その率は上昇している。

このため、高齢者が社会の重要な構成員として豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられ、さらに、高齢者自らも社会の構成員として積極的に役割を担うよう、学習機会の充実や啓発に努める。

#### エ 障害者

障害者が地域社会で暮らしていく上で、様々な障壁があり、不利益を受けることが多い。

このため、障害者施策の基本的考え方である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を踏まえ、障害者が社会の一員としての充実感を持ち、積極的に社会参加し、自己実現を図るための諸施策を推進する。

#### オ 同和問題

これまで、同和問題の解決を市の重要課題として位置付け、生活環境等の基盤整備を進めるとともに、人権意識の高揚を図るための教育及び啓発に努め、一定の成果を得た。しかしながら、今日なお、同和問題に関する差別意識が依然として存在している。

このため、市民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための教育及び啓発を推進する。

#### カ 外国人

日常生活において、異なる言語や習慣、文化等への理解不足などから、様々な問題が生じている。

このため、外国人に対する理解や人権尊重に関する理解を深め、異なる文化や生活習慣、価値観に対する寛容の気持ちを育み、共に生きる環境づくりを進め、市民の「こころの国際化」を図る教育及び啓発を推進する。

#### キ その他

そのほか、H I V感染者やハンセン病患者等をはじめ、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者など様々な人権問題が存在している。また、近年、インターネット等を利用した人権侵害が発生しており、これらの解決を図るための教育及び啓発を推進する。

#### (2) 多様な機会を通じた取り組み

人権は、概念としてだけではなく、具体性を持ってとらえていくことが大切である。

このため、人権尊重のための教育及び啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、生涯にわたって継続されなければならない。

本市はこのような観点から、学校、地域、家庭、職場といった市民生活のあらゆる場において、教育及び啓発に努め、これらが相互に連携し、それぞれの役割を担いつつ、市民一人ひとりが暮らしの中で、人権を尊重した生き方の基礎を培う営みと豊かな人間関係づくりを進めるための施策を推進する。

#### ア 学校等

学校教育においては、教育の中立性に基づいて、児童・生徒の発達段階に十分配慮しながら、それぞれの実態に即した創意に富んだ教育を行う。

幼稚園・保育所においては、幼児期が人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

#### イ 地域

地域は、市民一人ひとりが日常生活や地域活動等を通じて、様々な人権問題などについて理解を深め実践する場であるため、公民館等における社会教育活動やP T A、青少年団体、子ども会、自治会、ボランティア団体、市民サークル等を中心として、人権に関わる多様な学習活動が

展開されるとともに，社会奉仕活動，福祉体験活動，交流活動等住民の主体的な教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援する。

#### ウ 家 庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われ，なかでも，人間形成の基礎を培う幼少期に，家庭での日常生活を通じて，豊かな情操や思いやりの心，自立心などを育むなかで，基本的な社会のルールなどを教えていくことが大切である。

このため，子育てに関する相談や支援体制の充実，温かい親子関係を育む体験学習等を学校や地域と連携を図りながら進める。

#### エ 職 域

企業等の事業所が人権啓発推進に果たす役割には大きなものがある。このため，事業所等が自主的に行う人権尊重の視点に根ざした研修活動を支援する。

### 4 人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する研修等

市職員，教職員，消防職員，医療・保健・福祉関係者など，人権にかかわりの深い職業に従事する者は，特に人権尊重の理念について正しく理解し，人権尊重の視点から自ら担当する業務を遂行することが大切である。そのため，それぞれの関係機関における研修等の取り組みを推進する。

## 5 指針の推進

### (1) 推進プランの策定

この指針に基づき，市民だれもが互いに認め合い，一人ひとりがかがやき，共に生きるひとづくり・まちづくりを目指すという視点に立ち，人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で，人権教育・啓発の推進プランを策定する。

### (2) 推進体制

この指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため，庁内に「三次市人権施策推進委員会」を設置する。また，国，県等との連携を一層強化し，施策を推進する。

(3) 相談機関相互の連携強化

人権に関する様々な問題についての相談機関の充実が、今後ますます重要になることが予想されることから、各種相談窓口等相談体制の充実を図るとともに国、県等の相談機関との連携強化を図る。